

通院治療のための渡航費助成制度の対象を拡充

令和 7 年 4 月 1 日渡航分から、下記の方も対象となります。

新しく対象となる方	■ 沖縄県が交付する特定疾患医療受給者証をお持ちの方 ■ 久米島町以外の医療機関で、手帳に記載された障がいに起因する通院治療の必要があると主治医から認められ、下記に該当する方 ☐ 身体障害者手帳 1 級または 2 級をお持ちの方 ☐ 療育手帳 A1 または A2 をお持ちの方 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方 ※久米島町に居住し、住民票がある方が対象です	
必要書類	■ 医療施設の意見書 (様式は福祉課でお受け取りください) ■ 医療機関の領収書と診療費明細書 ■ 飛行機・船の搭乗券 ■ 飛行機・船の領収書 ■ 交付済みの手帳 ■ 付添人の根拠書類（住民票または戸籍） ■ 通帳またはキャッシュカード	
助成内容	■ 回数無制限 ■ 渡航運賃（往復 1 万を上限） ※船の場合は運賃を含めた宿泊費・交通費等上限額の範囲内で助成ができますので領収書の提出が必要です。 (交通費は受診日の移動のみ) ■ 付添人（往復 1 万円を上限） ※付添人が認められる場合 ☐ 対象者が未成年 ☐ 特別な理由によって医師が必要と認めた場合	
留意事項	■ 申請有効期限は原則 6 か月以内です。 ■ 付添人の助成は 1 人分までです ■ 医療施設の意見書は各年度 1 回目の申請時のみ必要です。 ■ 医療機関の意見書発行料金は各自でご確認ください ■ 搭乗券購入の際にポイント・クーポンを利用して購入している場合は助成の対象外です。	

お問い合わせ 福祉課 TEL:098-985-7124

学生みなさまへ

国民年金学生納付特例制度のお知らせ

20歳以上の方は原則、学生も国民年金の加入と保険料を納めることが義務となっています。保険料を納めることが経済的に難しい場合、学生の方は、申請により在学中の保険料が猶予される「学生納付特例制度」があります。

なお、学生納付特例は、本人の所得による審査があります。

申請方法

1 電子申請(マイナポータルから申請)

スマホやパソコン、マイナンバーカードがあれば、いつでもどこでもペーパーレスで申請ができます！



←マイナポータルサイトはこちらから

2 窓口・郵送

福祉課国民年金窓口、総合窓口、年金事務所での申請または郵送申請ができます。

手続きに必要なもの 学生証のコピー、または在学証明書



学生納付特例の承認期間は 4 月から翌年 3 月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4 月始めに再申請の通知が届きます。引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

お問い合わせ 浦添年金事務所 TEL:098-877-0343
福祉課 TEL:098-985-7124